

福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業
検査体制整備支援部分の補助対象物品について

福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金交付要綱の「別表 2」に示す補助対象経費の区分のうち、検査体制整備支援部分における検体採取場所の整備に要する経費について、補助の対象となる物品を改めて示します。実績報告及び交付申請書作成の際の参考としてください。

なお、実施計画書に記載していなかった物品であっても、事業のために整備した物品であれば、補助対象となります。

物品	用途等
パーティション	衝立等の間仕切り、机等に設置するアクリル板等、検体採取場所の隔離、プライバシー確保、飛沫の飛散防止用
テーブル	検体採取場所や書類の記入場所で使用するテーブル、机等
椅子	待合室や検体採取場所で使用する椅子類
テント及び 関連備品	屋外における検査や待機場所の確保用 ※設営用の資材（重り等）も可
ラック、棚	消毒液の設置、検体の保管用、利用者の荷物保管用等
消毒液設置・ 噴霧器具	足踏み式、自動式等、消毒液を設置・噴霧するための器具 ※消耗品である消毒液は除く
コーン	ドライブスルー検査を実施する際の駐車場のスペース確保用
呼び出し用ベル	検体採取場所を一般の患者と隔離している場合の呼び出し用
換気用器具	空気清浄機、サーキュレーター、暖房器具等、検体採取場所の換気に資する器具
冷蔵庫	検体保管用に限る
ごみ箱	検体採取により生じる廃棄物の処分用に限る
のぼり・パネル 等	検査実施場所の周知用に限る
体温計・ 体温検知器	発熱の有無の確認用 ※発熱等の症状のある方は受検の対象外です
携帯電話	本事業に係る予約・問い合わせ専用のための機器の購入経費に限る ※通信費は不可、上限 40,000 円／台

※これら物品の購入費、設置工事費、リース料が対象となります。

※手袋、マスク、消毒液等の消耗品、書類記入用の文房具類、タブレット及びPCは、補助対象とはなりません。